加古川市町内会連合会運営補助金交付要綱

令和6年3月28日

市民協働部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、活発で自主的な町内会活動を促進し、市との協働によるまちづくりを推進するため、加古川市町内会連合会に運営補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則(昭和61年規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「町内会連合会」(以下「連合会」という。)とは、加古川市町内会連合会会則(昭和28年6月1日施行)に基づき設立された団体で、市内の町内会長・自治会長によって構成されているものをいう。

(補助金の種類等)

- 第3条 補助金の種類、範囲及び補助額は、別表に掲げるとおりとする。 (実績報告)
- 第4条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を添付して、規則に定める補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 収支決算書(様式第1号)
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

- 第5条 市長は、連合会の請求に基づき、補助金を交付するものとする。
- 2 前項に規定する請求は、補助金請求書(様式第2号)により行うものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは概算払いすることができる。 (補助金交付の条件)
- 第6条 連合会は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該 帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。 (補則)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。 (失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

補助金の種類	性質	団体運営費補助	
	目的	活発で自主的な町内会活動を促進し、市との協働に よるまちづくりを推進するため	
	対象となる者	加古川市町内会連合会	
		加古川市町内会連合会の運営に必要な経費	
	対象となる経費	【対象となる経費】 ・報酬 ・報償費 ・報側費 ・旅門費(消耗品費、燃料費) ・需用費(消耗品費、燃料費を費力をできる。) ※食糧費は会議等における必費は会議等における必費は経費にある。 ・役務判におりる。 ・役務判におりる。 ・後期を受けるが賃借料・使品購入費・負担を(民自治での会費に限る)	【対象外となる経費】 ・交際費 ・負担金(兵庫県域を 単位とするに係るのとなる)、補助な会会を を除るの他の補助なや を計る事業に係る事業に係る事業に係る事業に係る事業に係る事業に係る事業に係る経費
補助額	補助金の額	3,000 千円を上限とする。	